

和泉短期大学公的研究費不正防止計画

和泉短期大学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による競争的資金等の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
機関内の責任体系の明確化	・周知不足により研究費の管理・執行に対して責任が曖昧になるおそれがある。	学内外の研究費の責任体系を明確にする。
ルールの明確化・統一化	・研究費の使用ルールとその運用が乖離するおそれがある。	・通知や説明会によりルールや変更点の周知を徹底する。
納品検収	・物品の調達については、不正使用が発生しやすいので牽制体制が必要。	・納品検収は必ず事務局が実施する。
謝金等実態の把握	・支払にあたっては勤務管理、税金の問題等があることから適正な運用をおこなうためには事前に情報が必要となる。	・事前の申請を原則とし、打合せをおこなうことにより、詳細の確認、準備をおこなう。 ・勤務状況については厳正に事実を確認する。
旅費の事実確認	・他業務との重複 ・業務の適正性	・事前の計画、具体的な目的を事前に確認。 ・精算あたっては証拠書類の提出を求める。
予算執行状況の把握	・予算執行が年度末に集中する。	・予算の執行状況を定期的に確認 ・今後の計画についての確認
相談窓口	・研究者の誤った理解、判断にもとづく研究費の使用	・教育・学習支援ユニットを相談窓口とし適正な使用の指導・助言を行う。
通報窓口	・学内外から通報を受ける窓口がない。	・通報窓口の設置。また、内部監査も実施する。 ・不正リスクの早期発見を図る
定期的なモニタリングの実施	・不正防止計画を適正におこなう	・年1回実施 ・制度・運用の改善等をおこなう。